

いじめ防止委員会設置要綱

1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「福山市立湯田小学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 組織・構成員・内容

組織	構成員	内容
ア) 生徒指導部会	生徒指導主事・生徒指導部員	<ul style="list-style-type: none">○生徒指導主事が中心となり、学校全体でいじめ防止及び安心安全に学校生活を送れる取組を企画・立案し実施する。○子ども達が、自ら自分達の力でよりよい学校生活を送れるよう、児童会を中心とした取組を進める。○基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成・実施・統括・検証・修正をする。○いじめの相談・通報の窓口を設置する。
イ) いじめ防止委員会	管理職・生徒指導主事・学年主任（養護教諭）	<ul style="list-style-type: none">○いじめの疑いに関する情報や、問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報共有を図る。○いじめや問題行動に対する具体的対応方針を決定し、該当学年はもとより、全学年の取組を統括する。
ウ) プロジェクトチーム	管理職・生徒指導主事・当該学年主任・学級担任	<ul style="list-style-type: none">○いじめの疑いに関する情報があった時には、関係教職員がいじめの情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童への事実関係の聴取・指導や支援の体制・対応方針の検討と保護者との連携を行い、その対応を統括する。○重大事態が発生した場合は、福山市教育委員会と連携し、調査等を行う。

3 会議

校長は、いじめ防止委員会及びプロジェクトチームを主宰し、会議を招集する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。